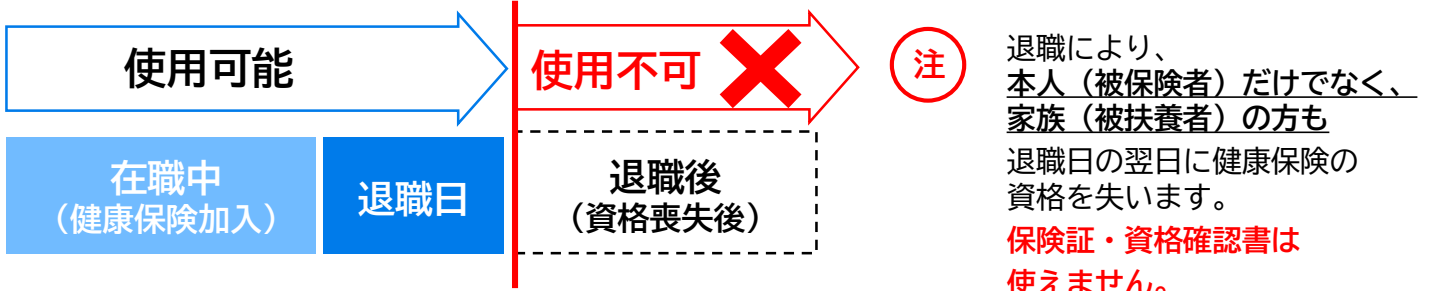




保険証・資格確認書の使用期限は退職日までです。



保険証・資格確認書はご自身で破棄せず、会社へご返却ください。



ご注意ください！



資格喪失した後も、保険証・資格確認書を返却せずに医療機関で使用した場合は「無資格診療」となり、
ご自身でTJKに全額返還する こととなります。
保険証・資格確認書は必ず会社へ返却してください。



■退職前の3か月間に病院にかかった方へのご案内

●退職前の3か月間に高額な医療費がかかったときの給付金【**高額療養費・付加金**】は、ご自身でTJKへ申請が必要です。

例) 3月31日退職の方の場合

12月受診

受診の3ヵ月後(3/10)に会社へ自動で支払いがされます(申請不要)

※病院の手続きの都合等で遅れが発生した場合、会社への支払い(自動払い)がされません。ご自身による申請が必要です。

1月・2月・3月受診
(退職前3か月)

自動払いができませんので、
TJKへ申請してください

【申請書類】 「本人 高額療養費・一部負担還元金 家族 高額療養費・家族療養費付加金 支給申請書」

入院などがあった方は申請をお忘れなく！

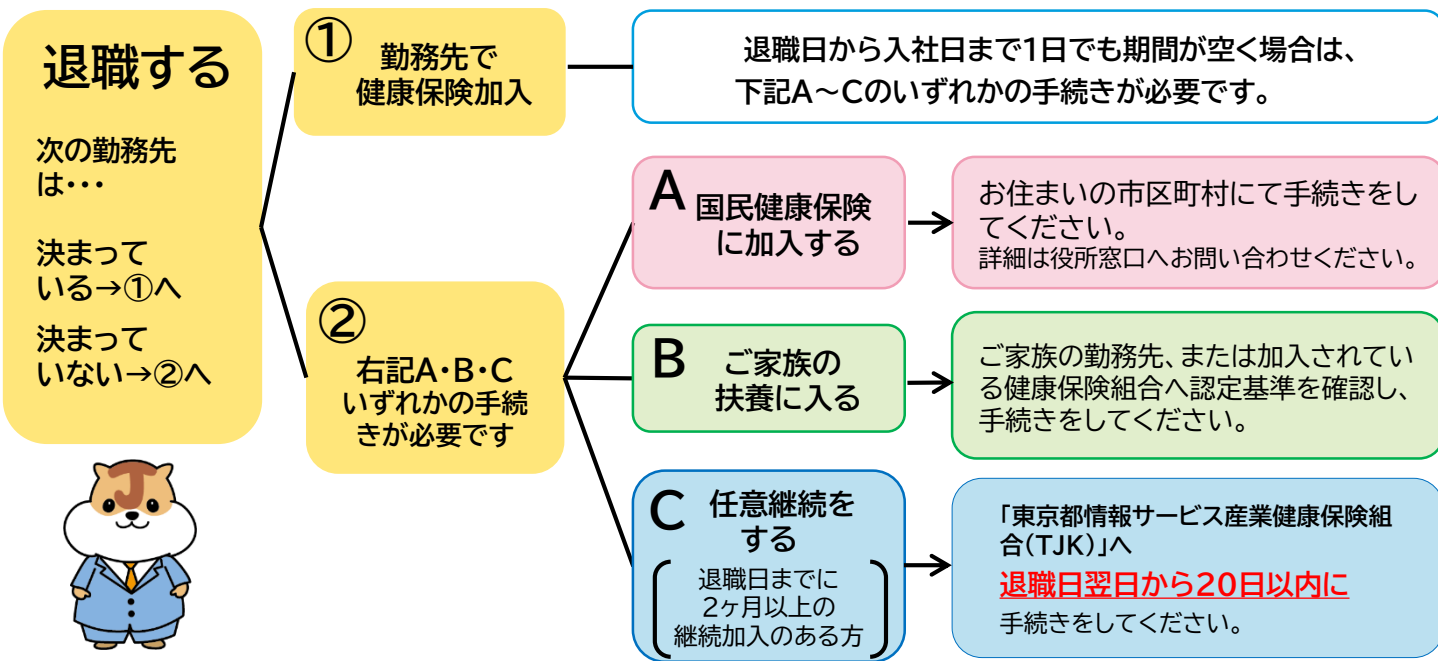


詳細はこちら➡

TJKホームページ内
高額療養費・付加金の
ご案内ページが表示されます。



■資格喪失後(退職後)の健康保険の手続き



A～Cの特徴

<h3>A 国民健康保険</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ・1人ひとりに保険料が課せられます。 ・退職後に収入が低下しても、基本的に前年の所得を基に計算されるため、保険料が高くなることがあります。※1 ・ただし、解雇、雇い止め等で退職された方は、保険料が軽減されることがあります。
<h3>B 家族の扶養に入る</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者は原則、保険料が徴収されません。 ・加入した健康保険組合のサービス(健診、給付金、保養所など)が受けられます。 ・加入要件、提出書類の確認が必要です(健康保険組合により、手続きが異なります)。
<h3>C 任意継続被保険者(TJK)</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は在職時に負担していた金額の概ね2倍になります(上限等級:380千円、33,820円/月※2) ・TJKのサービス(健診、給付金※3、保養所など)を引き続き利用できます。

任意継続を希望する

※1 保険料の詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
 ※2 介護保険料を除いた金額です。
 ※3 給付金の支給には条件がございます。

任意継続のお手続き方法

- ① TJKホームページから申請書を印刷
- ② TJKへ申請書を送付 退職の**翌日**から**20日**以内!
- ③ 送られてきた納付書で保険料を納付

・申請書の印刷
 ・任意継続の説明動画
 ・保険料計算ページ
はコチラ!

